

## よくある質問・回答集

問1. 本取扱いの対象者となるのは差止申立てを行っている権利者だけですか？

【答】差止申立てを行っている権利者（申立人）だけになります。税関に差止申立てをしていない権利者は対象ではありません。

問2. 申立人であれば、職権による認定手続の場合も本取扱いの対象になりますか？

【答】申立人であれば、職権による認定手続の場合も対象となります。

問3. 輸入者は本取扱いの対象となりますか？

【答】輸入者は本取扱いの対象ではありません。

問4. 税関に差止申立てを行うことを検討しているのですが、本取扱いの対象となりますか？

【答】申立て受理後に本取扱いの対象となりますので、税関に差止申立てに関するご相談をされる際にその旨を税関担当者にお知らせください。税関の差止申立制度については、[リンク先](#)をご参照ください。

問5. 本取扱いの届出は NACCS の汎用申請で行うことができますか？

【答】はい。NACCS 汎用申請で行うことが可能です。

問6. 本取扱いが受理された場合、その旨の通知はもらえるのでしょうか？

【答】はい。届け出先の税関担当者より通知させていただきます。

問7. 本取扱いの導入にあたって必要な NACCS 関係の手続きを教えてください。

【答】

- (1) 第7次 NACCS 用のデジタル証明書を取得のうえ、第7次 NACCS パッケージソフトのインストールが必要になります。
- (2) 添付ファイル取り出し業務 (MSD) においては、Web NACCS での利用は対象外となり、NACCS パッケージソフトを利用する必要があります。  
詳しくは NACCS センターヘルプデスクにお問い合わせください。

【NACCS センターヘルプデスク： 0120-794-550 又は 03-6628-6270】

NACCS 利用契約・利用料金等についても上記にお問い合わせください。

問8. 通知の受領を代理人（弁護士・弁理士）に代行させていますが、この場合、誰が税関への届出及び NACCS に係る手続きを行うことになりますか？

【答】 差止申立て等により委任状が提出されており、代理人による受領が認められている場合、当該代理人が税関への届出及び NACCS に係る手続きを行うことになります。

問9. NACCS 利用者コードを複数登録することはできますか？

【答】 税関に登録可能な NACCS 利用者コードは、申立人又は代理人一者につき一つとさせていただきます。

問10. 本取扱いによる通知は、どういうデータ形式で送付されますか？

【答】 PDF のみとなる予定です。

問11. 例外的に一部だけを書面で通知してもらうことはできますか？

【答】 できません。電子的送付を希望する者には全てについて電子的に送付します。

問12. 当方は複数の代理人が所属している法律事務所ですが、NACCS 利用者コードは法律事務所用に 1 つ届出すればよいですか？

【答】 代理人ごとに NACCS 利用者コードを届出していただく必要があります。ただし、申立人 1 者ごとに登録できる NACCS 利用者コードは 1 つまでなので、申立人 1 者に対し複数の代理人が委託を受けている場合は、代表となる代理人 1 者の NACCS 利用者コードを 1 つ届出していただくことになります。

問13. 本取扱いが受理される前に開始し、継続中の認定手続に係る通知書は本取扱いの対象になりますか？

【答】 はい。本取扱いの届出受理後は、継続中のものを含むすべての認定手続に係る通知書が本取扱いの対象となります。なお、本取扱いが導入される 10 月 12 日より前に開始された認定手続についても同様に、本取扱いの対象となります。

問14. 本取扱いを受ける場合、通知書受信の確認のために、毎日 NACCS を起動する必要がありますか？

【答】 はい。認定手続に係る通知書には意見や証拠の提出期限が付されているものもあり、通知書の取得が遅れることで権利者に不利益が生じることもありますので、可能な範囲で、毎日（毎営業日）NACCS を起動することを推奨いたします。

なお、本取扱いにより税関から通知書を送付した場合、送付先へ「添付ファイル送信情報」が送付されますが、送付を受ける権利者が NACCS を起動せず「添付ファイル送信情報」を受信しなかった場合、「添付ファイル送信情報」は 7 日間（日曜、祝日含む。）で NACCS 上から削除されることから、少なくとも週に 1 回は NACCS を起動し「添付ファイル送信情報」の受信を行い、税関から通知書が送付されたことを確認する必要があります。

また、「添付ファイル送信情報」を受信して税関から通知書が送付されたことを確認しても、当該通知書の NACCS 上の保存期間は 10 日間(日曜、祝日除く。)になりますので十分にご注意ください。

問 15. 長期休暇等、諸事情により、所定の期間内に「添付ファイル送信情報」を受信しなかったり、「添付ファイル送信情報」は受信したもののが本取扱いにより送付された通知書等を取得しないまま、当該通知書等が NACCS 上から削除されてしまった場合に、その後の手続きはどうなりますか。

【答】 お尋ねのような状況になった場合には、手続きを行っている税関へ速やかにご連絡ください。